

三宮再整備経済効果検討委員会開催要綱

令和元年 8 月 1 日
都市局都心再整備本部長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市では、平成 27 年 9 月に神戸の都心の未来の姿〔将来ビジョン〕及び三宮周辺地区の『再整備基本構想』を策定し、官民が目指すべき将来像を示し、その実現に向けて協働で取り組みを進めている。このような状況のなか、三宮再整備の経済効果の予測について、専門的な見地から意見を求め、適切に経済効果を把握することを目的に、三宮再整備経済効果検討委員会（以下、「委員会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 委員会に参加する委員は、学識経験者等から市長が委嘱する。

- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は 5 名以下とする。
- 3 市長は、前項にかかわらず、必要があると認めるときは、専門的な見識を有する者を会議に出席させ、意見を徴することができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱のあった日から 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第 4 条 委員会に、座長 1 名を置く。

- 2 座長は、都市局都心再整備本部長が、委員の中から指名する。
- 3 座長は、会の進行をつかさどる。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ都市局都心再整備本部長の指名する委員が前項の職務にあたる。

(委員会の公開等)

第 5 条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局都心再整備本部長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

（施行細目の委任）

第 6 条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、都市局都心三宮再整備課長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。